

議案第 10 号

財産の取得の変更について

下記のとおり財産の取得を変更することについて、多可町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分条例（平成 17 年多可町条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 31 日提出

多可町長 吉 田 一 四

記

- 1 財産の種類 動産（物品）
- 2 財産の名称 備品購入（什器・家具類等）
- 3 品名及び数量 変更前 什器・家具類 8 3 1 点
変更後 什器・家具類 9 0 3 点
- 4 取得の金額 変更前 3 4, 9 3 4, 8 6 7 円
(うち消費税 3, 1 7 5, 8 9 7 円)
変更後 3 5, 3 7 6, 9 0 2 円
(うち消費税 3, 2 1 6, 0 8 2 円)
- 5 契約の相手方 兵庫県小野市本町 21 番地
オー ज्या 商事株式会社
代表取締役 柳田 吉亮